

お知らせ

制度・業務

子育て ひとり親家庭医療費助成制度

母子・父子家庭、養育者(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)に医療費の一部を助成しています。公的年金受給者のひとり親家庭も対象です。ただし、要件と所得制限があります。過去に所得制限により助成を受けられなかった人も、前年中の所得等で見直しを行いますので新たに申請してください。

申請に必要なもの

事前相談の上、個別に必要な書類をお伝えします。

- ①健康保険証(対象者全員分)
 - ②請求者と対象児童の記載された戸籍謄本(事由の確認できるもの)
 - ③請求者、対象児童、18歳以上の同居の親族のマイナンバー
 - ④請求者の写真付きの身分証明書等
- ※その他状況や必要に応じて書類等提出が必要な場合があります。

ひとり親家庭医療証の更新

11/1(水)からひとり親家庭医療証が更新されます。受給資格者に10月中旬頃に下記のとおり通知しますので、必ず手続きをしてください。また、受給資格者の健康保険証や住所氏名等に変更があった場合は別途届け出が必要です。

- ①市国民健康保険以外(社会保険等)の加入者
更新申請書を送付しますので、添付書類等を添えて届け出をしてください。
 - ②市国民健康保険の加入者
更新申請書と新医療証を送付しますので、添付書類等を添えて届け出をしてください。
- ※要件・所得制限があります。
※所得超過による停止者も届け出をしてください。
※児童扶養手当現況届時に更新申請書を提出している場合、申請不要です。

申込・☎ 子育て支援課 ☎893-6406



申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しく下さい。また、申請時来庁方式による受け付けも行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 10/1(日)・14(土)・21(土)・29(日)9:00～12:00
※予約優先制。

予約サイト <https://tmnc.task-asp.net/cu/272302/mnr/>
予約電話 ☎0570-048978(平日9:00～17:30)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しく下さい。

※予約は申請・交付・電子証明書の更新のみです。

その他の手続き等は予約不要です。

※詳細はホームページまたはお問い合わせ
☎0570-048978(平日9:00～17:30)

☎ 市民課 ☎892-0121



子育て 児童手当の定例払い

次回の定例払いは10/13(金)で、令和5年6～9月分を支給します。定例払いは、すでに申請(現況届を含む)を済ませ、支給認定された人に支払います。未申請・書類不備等の人には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。

児童手当に関するお願い

次に該当する場合は、必ず届け出をしてください。

- ▷出生等で子どもが増えたとき
(出生日の翌日から15日以内)
- ▷転入したとき(転入日の翌日から15日以内)
- ▷転出したとき
- ▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき
- ▷生計中心者が変更になったとき
- ▷所得等の更正により、所得上限限度額を下回ったとき
- ▷その他、支給要件に該当しなくなったとき

☎ 子育て支援課 ☎893-6406

申請 停電に伴うコンビニ交付等システムの停止

市役所内にある電気機械の年次点検に伴う停電のため、一時的にシステムを停止します。これに伴い、コンビニ交付サービスや各施設(青年の家、私部・倉治公園の設備、いきいきランド交野、ゆうゆうセンター)の窓口での予約受付が不可能となりますのでご注意ください。ご理解・ご協力をお願いします。

日時 10/28(土)7:00～13:00

☎ 総務課 ☎892-0121

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

- ①身体障がい者手帳1・2級を持っている。
- ②療育手帳Aを持っている。
- ③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている。
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている。
- ⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に相当する。

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

福祉 重度障がい者医療証の更新

11/1(水)から、医療証は、オレンジ色からうぐいす色に変わります。対象者には、10月中旬に更新申請書を送りますので、更新の手続きをしてください。※所得制限があります。

※すでにうぐいす色の医療証をお持ちの人は、申請不要です。

☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

申請 給付金の手続きはお済みですか

下記給付金の申請期限が迫っています。支給要件確認書・申請書(請求書)を提出していない人や、書類不備による再提出がまだの人は早急をお願いします。また、該当世帯であるにもかかわらず、確認書等が届いていない人は臨時特別給付金室にお問い合わせください。

▷住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

支給額 1世帯当たり現金3万円

▷住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金(市独自)

支給額 1世帯当たり現金3万円。対象児童※に対して1人当たり5万円

※18歳以下の児童(平成17年4/2以降に生まれた児童)、障がいがある場合は20歳未満。

提出期限 10/31(水)〈消印有効〉

☎ 臨時特別給付金推進室 ☎0120-093-192

仕事 中小企業退職金共済(中退共)制度

中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。掛金助成や、税法上の優遇を受けられ、手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます(一部対象外あり)。詳細はホームページをご覧ください。

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

☎ 中小企業退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234

税・保険・年金

国保 国民健康保険証の更新

現在の保険証は10/31(水)で期限が切れ、11/1(水)から緑色の保険証になります。新しい保険証は、10月中旬に各家庭へ簡易書留で送ります。

☎ 医療保険課 ☎892-0121

年金 年金相談・手続きの予約

日本年金機構では、枚方年金事務所、街角の年金相談センターで事前予約による年金相談を実施しています。

▷電話予約 ☎0570-05-4890

受付時間 月～金曜日8:30～17:15(土・日曜日、年末年始を除く)

予約日(翌日以降の相談日から)

月曜日8:30～18:00、火～金曜日8:30～16:00、第2土曜日9:30～15:00

※月曜日が祝日の場合は翌日以降開所日

持ち物 基礎年金番号が分かるもの(手帳・通知書等)

▷web予約

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

受付時間 8:00～23:30(メンテナンス日を除く)

対象 老齢年金のターンアラウンド請求書(緑色封筒)が届いた人

相談内容 老齢年金の相談・請求手続き

予約日 申込日の翌々営業日から3か月先の月末まで

☎ 医療保険課 ☎892-0121

枚方年金事務所 ☎846-5011



国保 国民健康保険に関する休日相談

日時 10/15(日)10:00～15:00

場所 市役所本館1階 医療保険課

☎ 医療保険課 ☎892-0121

